

第 31 号 議 案

長崎県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 21 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

長崎県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

長崎県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成24年長崎県条例第80号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(園路及び広場)</p> <p>第 3 条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）第 3 条第 1 号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち 1 以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第11条第 2 号に規定する点状ブロック等及び令第22条第 2 項第 1 号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障</p>	<p>(園路及び広場)</p> <p>第 3 条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）第 3 条第 1 号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち 1 以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第11条第 2 号に規定する点状ブロック等及び令第21条第 2 項第 1 号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障</p>

害者誘導用ブロック」という。) 其他の高齡者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

(7) 略

害者誘導用ブロック」という。) 其他の高齡者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

(7) 略

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(提案理由)

高齡者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。